



編 集 発 行 人 **梶税理士事務所** 税理士 **梶 義 明** 

〒933-0947 高岡市本郷1丁目2番7号 河井ビル2階 TEL 0766 (25) 7722代 FAX 0766 (25) 7723 http://kaji.zei-mu.jp

梅

#### ◆ 2月の税務と労務

国 税/平成26年分所得税の確定申告

2月16日~3月16日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税/贈与税の申告 2月1日(窓口受付は2日)~3月16日

国 税/1月分源泉所得税の納付 2月10E

国 税/12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月2日

国 税/6月決算法人の中間申告 3月2日

国 税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 3月2日

国 税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人

税の確定申告及び納付 3月2日

### 2月 (如月) FEBRUARY

#### 11日・建国記念の日

<b>=</b>	一月一	一火一	一水一	一木一	金	<b>-</b>
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
۰	٠	٠	٠	٠	٠	٠

地方税/固定資産税の第4期分の納付

市町村の条例で定める日



**給与所得者の特定支出控除の特例** 給与所得者が、勤務に伴う一定の費用を、確定申告を通じて所得から控除できる特例。昭和63年分所得税から適用されましたが、適用件数は全国で毎年10件弱しかありませんでした。平成24年度税制改正で特定支出の範囲の拡大など制度が見直された結果、25年分の適用件数は約1,600件と大幅に増えました。

けし 戦渡があ 平成二・ で取って の 二十六年 の でいる 動 用産 料や 科・利息等を受や事業資金を貸

は、が、これにこれにこれない。これにこれにこれにこれにこれにこれにいる。

、二月十六日から三月が、納付額のある人ににこの一月から始まり

プら三月 の名人に の名人に

(6)

中

E

土

地

等

0)

となりま

年

į 所

0

所 得 譲 得税の 給与所に )万円を超える別得者で給与以前 いった 還 付 を受けられる 外 る 0) Ţ 所

(2)

中

も

所住口

までとなります。以下、平成二で、二月十六日から三月十六日)(平成二十六年分は曜日の関係

1 附 (主な例) -ン控除を 雑損控除 除を受ける人際、配当控除、医療費控 住除、 宅 口寄

0)

て

整理

してみます。

確定申告の対象者

十六年分確

定申告

「のポイントを

平

# 主な留意点平成二十六年分確定申 告 **ത**

を

取

譲損ゴル 必要でな 算損 ルフ会員 通 ができなが、 とのできなが、 できなり、 できる 貴権 的で、 資 所楽の ない、陰腔所 等 、所得とのいる。 、生活に通い、生活に通い、生活に通い、生活に通いで、保養又 0) 譲 渡 損 失

(2)

不動産収

小動産収1

入が

あ

ŋ

納

税

額

が

0)

(1)

あ

1

個人で事業を行って人(主な例) 人 (主な例) 定申告をしなければ

お

ŋ

納

★ い確

はならな

2

(4)

以

ŀ.

か

ら給与をもら

9

同

族会社

一の役員等で、

その

目 趣

で

こている

(3)

写が

年

·間二千万円を超

À

る

から適 ×損益通算 26年分 所得税 確定申告書 た 後 の譲

ゴルフ会員権譲渡損

までに耐震改修を るったことの証明 は、適用要件を満 は、適用要件を満 は、適用できるこ とのできるこ した(平成二十六 した(平成二十六 ーン控 得居得 古 宅 店住者が要耐震な時税額の特別控心を借入金等を有力 付した場合に居住者が要配 用要件を満 基準に適合するこれ住の用に供する日 住 宅 きることとさ 除 取 十六 修を の得対後 証明がされ に、 住 完ローに することと か行 象 0) **\* つ、その** 取得の日 にうことに する 取改除 应 に 得修に 月 追 7 一 れ ま 控 住 時 にまで の住つ場加改 い合

表1 公的年金等に係る雑所得の速算表				
	公的年金等の収入	金額の合計額(A)	<b>以的左人笠推毛很の</b> 人類	
	以上	未満	公的年金等雑所得の金額	
	1,300,00	00 円未満	(A) - 700,000 円	
昭和25年1月2日以後生れの者	1,300,000 円	4,100,000 円	(A) × 75%- 375,000円	
(年齢 65 歳未満)	4,100,000 円	7,700,000 円	(A) × 85%- 785,000円	
	7,700,00	00 円以上	(A) × 95%-1,555,000円	
	3,300,000 円未満		(A) - 1,200,000円	
昭和25年1月1日以前生れの者	3,300,000 円	4,100,000 円	(A) × 75%- 375,000円	
(年齢 65 歳以上)	4,100,000 円	7,700,000 円	(A) × 85%- 785,000円	
	7,700,00	00 円以上	(A) × 95%-1,555,000円	

#### 表2 所得税額速算表(平成26年分用)

課税総所得金額(A)		税率	控除額(C)	税額=	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下	(B)	拴际做(U)	((A)×(B)-(C))×102.1%	[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5 %	0円	((A)×5%)×102.1%		
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	((A)×10%-97,500円)×102.1%		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%-427,500)×102.1%	一律	10%
6,950,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%-636,000)×102.1%	1=	1070
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%-1,536,000)×102.1%		
18,000,000	_	40	2,796,000	((A)×40%-2,796,000)×102.1%		

#### 表3 確定申告書チェック表

(平成26年分用)

選案・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。 総与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。 選付申告書を提出する場合は、総合所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。 接述議算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。 横て人金は、未収であっても、見積川により控除します。 差別負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 領収書の添付または提示がされていますか。 毎 税定 基 証明書等の添付がされていますか。 特定 扶養親族 特定 扶養親族 (1) 寡婦 () 死別・離婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区分	項目	チェックの内容			
提益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。	所得金額		営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。			
提益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。		# %	給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。			
横てん金は、未収であっても、見積川により控除します。   差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。		共 週	還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。			
医療養 差別負担額から10万円(又は所得全額の5%か、いずれか少ない全額)を、差し引いておりますか。 領収書の添付または提示がされていますか。 領収書、証明書等の添付かされていますか。 特定 扶養 親族 特定 扶養 親族 がらたれていますか。 大養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成4.1.2~平成8.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。 (1) 寡婦 ①死別・離婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			損益通算のできる損失は、不動産·事業·譲渡(注)·山林所得です。			
(1) 察婦 (大)			補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。			
一方の	所得から差し	医 療 費	差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。			
(2) 寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。 対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。 申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年未残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」 源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  平 告納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。			領収書の添付または提示がされていますか。			
(2) 寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。 対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。 申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年未残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」 源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  平 告納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。		寄 附 金	領収書、証明書等の添付がされていますか。			
(2) 寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。 対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。 申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年未残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」 源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  平 告納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。		特定扶養親族				
(2) 寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。 対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。 申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年未残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」 源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  平 告納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	引		(1) 寡婦 ①死別・離婚 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。			
(2) 寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。 対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。 申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年未残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」 源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  平 告納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	れ   る	宮 婦(土)	②死別			
配偶者特別控除 合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。 対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%。それを超える部分は5%になります。 申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は一地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は一地)の登記簿謄本又は抄本 ③請負契約書以は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」 源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 申告納税額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	額	务 州(大)	③特定の寡婦 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。			
記載   空間   空間   空間   空間   空間   空間   空間   空			(2) 寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。			
控除額は、最高38万円です。   対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。   対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。   控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。   申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。   添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合		配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。			
整   控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。			控除額は、最高38万円です。			
控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。   申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。   添付書類の不足はないですか。   (1) 新築・中古家屋の場合   ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本   ②請負契約書又は売買契約書の写し   ③住民票の写し   ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書   ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか   (2) 増改築等をした家屋の場合   上記(1) の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」   源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。   申告納税額		配 当 控 除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。			
議付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」 源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 即告納税額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。			控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。			
(1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」  源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 申告納税額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。			申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。			
ることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」  ぶ泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	税		添付書類の不足はないですか。			
ることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」  ぶ泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	額しかり		(1)新築・中古家屋の場合			
ることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」  ぶ泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	ら差					
ることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」  源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	引					
ることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」  源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	が	住宅ローン控除				
ることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」  源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	る					
(2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」  源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。	額		明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されてい			
上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、 「増改築等工事証明書」						
「増改築等工事証明書」  源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。  申 告 納 税 額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
その       申告納税額       黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。         他						
他	その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。			
		申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。			
		予 定 納 税 額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。			

<sup>(</sup>注)一定の居住用財産以外の土地·建物等を除きます。

#### 所得拡大促進税制 出向の取扱い

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出 している法人(または個人事業主)が、給与 等支給額を規定の割合以上増加させる等の 要件を満たした場合に、雇用者給与等支給 増加額の10%を法人税額(または所得税 額)より税額控除(税額の10%(中小企業 者等は20%) が上限) できる制度です。

[雇用者給与等支給額]とは、適用を受け ようとする事業年度の所得の金額の計算上 損金の額に算入される 「国内雇用者」 (役員 及びその特殊関係者を除いた、当該法人の 国内の事業所に勤務する全ての雇用者) に 対する「給与等」の支給額のことで、助成 金や出向については次のように取り扱いま す。

①国等から受けた助成金の取扱い 「給与等に充てるため他の者から支払

いを受けた金額 は給与等支給額から控 除することと規定しているため、特定就 職困難者雇用開発助成金、特定求職者雇 用開発助成金など、給与等に充てること を目的に労働者の雇入れ人数に応じて国 等から支給される助成金の額は雇用者給 与等支給額から控除します。

②出向元法人における出向者の取扱い

法人の使用人が他の法人に出向した場 合において、その出向した使用人に対す る給与を出向元法人が支給する際、出向 元法人が出向先法人から支払を受けた出 向先法人の負担すべき給与に相当する金 額は雇用者給与等支給額から控除します。

③出向先法人における出向者の取扱い

出向先法人が出向元法人へ出向者に係 る給与負担金の額を支出する場合、当該 出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記 載しているときには、当該給与負担金の 額は、雇用者給与等支給額に含まれます。

に、新たに通帳が作成され、その付込み金額のは、その付込み金額のであった。この通帳に該当します。この通帳に該当します。この通帳に該当します。この通帳に該当します。この通帳ので成した日から一年を終れる時で成りを開する目的で作成する母 の受領事実を付 れ 使用する場合には、 であっても、 する受取 -成され )受取 帳を一 すべ け込 をした時 経過した 通 てが **公通帳** 玍

な紙

紙を貼り付ける必要があります。低を貼り付け、以後一年経過すの付け込みの時に四〇〇円の印領事実を付け込む場合は、最初の受取通帳に毎月の使用料の受の受取通帳に毎月の使用料の受 こととして お、第一点を貼りる した 第二〇号文書 が つ り扱いま (1 る 車 場 Ő 使用 印初受料る

#### 所得税 証券口座保管料の経費算入

証券等の口座保管料は維持管理費用であ り、譲渡に直接要した費用ということがで きないため、譲渡所得に該当する場合は経 費にできません。ただし、事業・雑所得の 場合、販売費・一般管理費の控除が認めら れているため、申告年分に係る口座保管料 を経費とすることができます。所得が事業 所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡 所得に該当するかは、当該株式等の譲渡が 営利を目的として継続的に行われているか どうかにより判定することとなりますが、 株式等に係る譲渡所得等の所得区分につい ては次のように取り扱って差し支えないこ ととされています。

- ①所有期間1年超の上場株式及び非上場株 式等の譲渡による所得は譲渡所得とする。
- ②信用取引の方法による上場株式等の譲渡 や所有期間1年以下の上場株式等の譲渡 による所得は、事業所得又は雑所得とす る。

## 诵 帳 等 の 作成とみなされる場合

印紙

税